

みんなで 守ろう 高齢者の権利

防ごう高齢者虐待

もしかして虐待？と感じたら…迷わず相談してね！



高齢者が安心して暮らせるまちに



高齢者虐待防止法(高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)が平成18年4月に施行され、高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら高齢者虐待の数は年々増加しています。

認知症や自立度の低下などにより、介護負担が増し、養護者(介護者)が追いつめられたり、適切な介護の仕方や対応が分からないために、不適切な対応となり、結果として虐待へと発展してしまうこともあります。高齢者が住みなれた地域で尊厳を守られ、安心して生活をしていくために、高齢者虐待が誰にも起こり得る身近なものと捉え、高齢者虐待が起こらないよう、支えあっていくことが大切です。

高齢者虐待とは？

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待とは、高齢者(65歳以上の人)に対する^(※1)養護者(現に養護している家族、親族、同居人等)と、**養介護施設従事者等**(介護保険サービスや施設の職員等)による行為として虐待を「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つに分類しています。

養護者による高齢者虐待に気づいた人は、市区町村・地域包括支援センターなどの高齢者虐待対応窓口^(※2)に相談・通報してください。生命や身体に重大な危険がある場合は、通報は義務とされています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待に気づいた職員は、市区町村に通報する義務があります。職員以外の人も、生命や身体に重大な危険がある場合は、通報する義務があるとされています。

(※1)
＜高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲＞

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保険施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※2) 〔高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〕

【第3章】
第21条

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。



みんなで防ごう 高齢者虐待！

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

- ☐ たたく・つねる・殴る・蹴る・無理に食事を口に入れる。
- ☐ ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、**身体拘束・抑制**をするなど。

身体拘束とは

転落・徘徊防止のために、車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛りつけることや自分の意思で開けることのできない居室等に隔離するなどの身体の不自由な行為は、原則として禁止されています。また、高齢者に不安や怒り・屈辱・あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。

2 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

- ☐ 異臭がする、髪やつめが伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
- ☐ いつも同じ服、濡れたままの下着でいる、程度のひどい褥瘡（じょくそう＝床ずれ）をおこしている。
- ☐ 空腹状態が長時間にわたって続いたり、急にやせたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ☐ 劣悪な住環境の中で生活させる。
- ☐ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
- ☐ 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置（見て見ぬふりをする）など。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ☐ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ☐ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
（「早く死ねばいいのに…」などの暴言をばく）
- ☐ 侮辱を込めて、子どものように扱う。
- ☐ 意図的に無視する。

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- ☐ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ☐ キス・性器への接触、セックスを強要するなど。

5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ☐ 本人の自宅などを本人に無断で売却する。
- ☐ 年金や預貯金を本人に無断で使用する。



高齢者虐待は、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることを言います。

介護をしている家族など高齢者の身近な人が虐待を起こしやすい傾向にあり、虐待をしている本人が虐待をしているという認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身もかばったり、知られたくないなどの思いがあるために発見しにくい場合があります。そのためにも、高齢者に関わる身近な人が虐待を疑わせる「サイン」を見逃さず、いち早く気づき対応することが大切です。

本人のためになると思ってしていることが虐待につながることもあります。家族や親族などがちょっとしたこと、ささいなことと思っていても、積み重なることによって高齢者に大きな影響を与えることがあります。



高齢者虐待への 具体的な対応

自ら声を上げることのできない高齢者がいるかもしれません。
高齢者の人権や健康を守るためにも「あれ？」と思った段階でご連絡
ください。守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは
ありません。安心してご相談ください。

